

議事日程(第5号)

令和5年6月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第39号 令和5年度高鍋町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第2 議案第37号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第3 議案第38号 一ツ瀬川雑用水管理事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第40号 令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第41号 令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第6 発議第2号 森林環境譲与税の譲与基準の見直し及び盗伐被害の把握・救済を求める意見書
- 日程第7 議員派遣の件
- 日程第8 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第9 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第10 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第39号 令和5年度高鍋町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第2 議案第37号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第3 議案第38号 一ツ瀬川雑用水管理事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第40号 令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第41号 令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第6 発議第2号 森林環境譲与税の譲与基準の見直し及び盗伐被害の把握・救済を求める意見書
- 日程第7 議員派遣の件
- 日程第8 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第9 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第10 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員(14名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 日高 正則君 | 2番 森崎 英明君 |
| 3番 橋 重文君 | 5番 春成 勇君 |

6番 兒玉 秀人君	7番 中村 末子君
8番 田中 義基君	10番 森 弘道君
11番 加藤 秀文君	12番 檜原 富子君
13番 松岡 信博君	14番 緒方 直樹君
15番 古川 誠君	16番 永友 良和君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君 事務局長補佐 井戸川 隆君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	黒木 敏之君	副町長	……………	小山 圭一君
教育長	……………	島埜内 遵君			
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………				野中 康弘君
財政経営課長	……………	飯干 雄司君	建設管理課長	……………	吉田 聖彦君
農業政策課長	……………	濱本 明俊君	農業委員会事務局長	…	杉 英樹君
地域政策課長	……………	山下 美穂君			
会計管理者兼会計課長	……………				鳥取 和弘君
町民生活課長	……………	日高 茂利君	健康保険課長	……………	濱本 生代君
福祉課長	……………	杉田 将也君	税務課長	……………	宮越 信義君
上下水道課長	……………	渡部 忠士君	教育総務課長	……………	横山 英二君
社会教育課長	……………	岩佐 康司君			

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、日高正則議員。

○議会運営委員会委員長（日高 正則君） 1番、日高正則。

おはようございます。本定例会におきまして意見書採択の要望が出されましたことから、去る16日、午前9時30分より、第3会議室において議会運営委員全員、議長・副議長はオブザーバーとして出席、事務局から議会事務局長・補佐が出席し議会運営委員会を開催いたしましたので、御報告いたします。

今回提案されます案件は、発議第2号森林環境譲与税の譲与基準の見直し及び盗伐被害の把握・救済を求める意見書についての1件でございます。

会議の結果、本件を日程に追加することで委員全員の一致を見ましたので、御報告いたします。

○議長（永友 良和） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、お手元にお配りしました議事日程により議事を進めます。

日程第1. 議案第39号

○議長（永友 良和） 日程第1、議案第39号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件は所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、田中義基議員。

○総務厚生常任委員会委員長（田中 義基君） 8番。おはようございます。総務厚生常任委員会委員長報告をさせていただきます。

令和5年第2回定例会におきまして総務厚生常任委員会に付託されました案件は議案第39号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中、関係部分についての1件です。

審査日程は6月の15日16日の2日間、委員7名全員出席、説明のための担当課職員、要点筆記に事務局職員出席の下、第3会議室にて審査を行いました。

執行部から予算書説明資料等を基に詳細な説明を受け、委員からは多く質疑がありました。その全ての内容とはなりません、審査の経過と結果について報告させていただきます。担当課ごとに進めさせていただきます。

まず地域政策課です。歳出では高鍋町移住支援補助金の補正として支出見込みの不足分と国県の制度改正により国からの支援分、県独自の支援分それぞれに、18歳未満の世帯員1名に対して100万円が加算されることになった増額分、その総額の650万円の計上、また、空き家バンクリフォーム等補助金の予算不足が見込まれることから、40万円を計上してあるとのことです。

歳入については、前日の高鍋町移住支援補助金に係る地方創生推進交付金の国県負担分や宮崎県独自分に対する県補助で、宮崎県ひなた暮らし実現応援事業補助金を計上したと説明を受けました。

また、県営発電所周辺地域振興事業助成金100万円は、県営発電所の施設等が所在する市町村を対象とし取り組む地球温暖化地域維持活性化等の事業に対する県からの補助で、補助率10分の10、総務課の災害対策費避難所用スポットクーラー購入に活用する予定とのことでした。

質疑に入り、歳入の県営発電所周辺地域振興事業補助金はどの施設が対象になるのか、との質疑に、小丸川堤防右岸、中川原にあるダム警報局であることを写真資料の配付と共に説明を受けました。

また、空き家バンク事業の状況はとの質疑に、このリフォーム等補助金については既にリ

フォーム1件、家財撤去3件の相談を受けており、不足する家財撤去2件分を計上させてもらった。空家バンク事業としては7件を物件として示しているとのことでした。

次に健康保険課です。今回の補正は特別委員会でも説明されたマイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する周知・広報のためのリーフレット印刷、これに要する費用に充てるため国民健康保険特別会計への繰り出しを5万2,000円増やすもの、そして、健康づくりセンターの空調室外機修繕等に係る費用141万2,000円の増額をするものとの説明でした。その141万2,000円のうち41万2,000円は資材等の高騰による不足分で、残る100万円は空調室外機修繕の過程で交換が必要となる部品がある場合の予算として増額するものとのことでした。

質疑に入り、室外機修繕の内容と今後はどの質疑に、室外機は3台あるうちの1台だが本来交換を要するものとして見積もりをとったら1,000万円ほどの額であったため、今回は可能な限り最小限の修繕に留めることとした。今後だがセンター全体が平成16年建設以降大きな工事、改修等を行っておらず、この室外機等の施設整備も含め総体的に捉えて、今、全体的にかかる費用の見積もりも調べており、年次的にやっていくのか、どういった形で改修していくのかを含めて今後検討を進めていくことにしている。当初予算を組むまでにはある程度の方向性を持ってどう維持管理していくかを検討した上で、新年度予算編成に当たりたいとの答弁でございました。

次に、福祉課です。歳出から、まず社会福祉総務費、内容は新型コロナウイルス感染症対策費で、全て令和5年度住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金の支給に係る経費とのこと、この事業は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の低所得者世帯支援枠を活用して、住民税非課税世帯に1世帯あたり3万円相当の支援を行うものとのこと。本町においては令和5年度町民税非課税世帯及び家計急変世帯に対し、1世帯あたり3万円を給付する計画で、それに伴うそれぞれの費目ごとに説明を受けました。ちなみにその該当世帯が被扶養者となっているかどうかは問わないということにしたそうでございます。この緊急支援給付金は、非課税世帯分は対象3,000世帯また家計急変世帯分は対象50世帯分の給付金と説明がありました。

次に、児童福祉費。内容は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、同じく電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金の推奨事業メニュー枠を活用して、子育て世帯の支援を行うものとのこと。保育所等における給食費・副食費の公定価格が、令和5年4月から4,500円から4,700円に引き上げられましたが、この引き上げとなった200円について公費負担することで、保護者の副食費負担は据置きとし、保護者の経済的負担軽減を図るものとの説明でございました。

そのほか、児童福祉施設費施設管理費では、わかば保育園の施設管理に係る経費としての空調換気設備保守・点検委託料の増額と、借り上げ料の掃除用具リース料がそれぞれ増額計上されています。

なお歳入でふるさとづくり基金繰入金が生計上されていますが、最終的には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する予定とのことでした。

質疑に入り、家計急変世帯とは、また50世帯の根拠は、との質疑に対し、現時点で何らかの理由で非課税世帯相当の状況にある世帯で、令和5年の1月以降にそのような状況になった場合、申請に基づき審査して判定することになる。50世帯はこれまでの実績等により判断をしたとの答弁でした。保育所等の給食費の公定価格について基準が示されるのかの質疑について、国の運営費の算定基礎となるもの、私立保育園、認定こども園、小規模事業所等の運営費の積算をする際に、国の示した基準に基づいて積算をしているとのことでした。また、わかば保育園の空調換気設備保守・点検委託、これの内容は、との質疑に、予算の不足により増額するもので、新たに設置した空調機と、平成29年に設置しこれまで保守・点検委託をしていなかった既存の空調機も併せて委託するものとの説明を受けました。

次に町民生活課です。歳出は新規採用の会計年度任用職員の通勤手当の不足額の補正、そして、元祇園墓地での墓石建立工事の際に町有地境界の誤りが発覚し、隣接する個人所有地の一部に当該工事の影響が生じたため、現状復旧するための補償金を計上したとのこと。

歳入はマイナンバーカードの交付事務費補助金と国民年金事務取扱交付金の補正計上と説明を受けました。

質疑に入り、マイナンバーカードの普及率は、との質疑に、交付率は77%、ただ、申請をされて交付を受けておられない方、取りに来られていない方が約1,000名ほどおられる。申請手続の率を見れば八十数%になっているので、これは確実に申請者にお渡しできるように努めたいとのことでありました。

財政経営課です。まず歳入につきまして、財政調整基金、ふるさとづくり基金、公共施設等整備基金、それぞれの繰入れについて、その財源と充当される事業を示しながらの説明を受けました。特にふるさとづくり基金繰入金の充当先である図書館機械室等改修事業は、柿原政一郎さんの御令孫、川上典子様から頂戴した寄附金を充てるものと説明がございました。また町債について、道路橋りょう債、都市計画債、住宅債について係る事業の説明と、充当率等を併せて説明を受けました。

歳出ですが、不要になった動産・不動産の払下げを行う際、インターネットを活用したほうが高く売ることができるの見込まれるものについて、官公庁オークション、インターネット公有財産売り払いシステムを利用するために、必要となる手数料を計上していると説明を受けました。今回、消防車、身体障害者輸送車、指揮車の3台の売り払いを、価格それぞれ40万、20万、60万の8%を補正計上してあるようです。

質疑に入り、売却する消防車等の設定金額はネット上での相場から推計した額なのか。また何年使用したものなのか、との質疑に、当町のこれまでの公用車売却価格から想定をして算出したもの、また消防車は26年、指揮車は19年、身体障害者輸送車は23年ほ

ど経過した車両となっていますとの答弁でございました。

最後に総務課です。歳入です。コミュニティ助成金総額540万のうち、総務課所管として100万円が計上されております。地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図る事業等に助成されるもので、助成決定がこの3月31日だったことから今回の補正に計上したとの説明でございました。

歳出ですが、一般管理費では職員の病気休職・退職者不補充及び今後の育児休業取得者等を見込んで、雇用する会計年度任用職員3名分の報酬、期末手当及び通勤手当に関する補正、マイナポイント事業では、マイナポイントの申請期限が5月末から9月末まで延長になったため、期間延長に伴う申込み支援に要する会計年度任用職員の報酬等の経費、また消防施設費で、前述したコミュニティ助成事業を活用して、火災現場における団員の安全を担保するための防火衣等を各部に配備する予算の計上。なお、配備する消防団員の防火衣等に宝くじマークを取り付ける必要があることから、所要の経費も計上したとの説明を受けました。同じく消防施設費で、青木地区民有地内の防火水槽について、地権者から土地を売却したいので防火水槽を撤去してほしいとの要望があったため、所要の予算を計上したとの説明がありました。また、災害対策費として、地域政策課の歳入予算で計上された県営発電所周辺地域振興事業補助金を活用し、避難所の熱中症対策等の一環としてスポットクーラーこれを13台購入するとの説明も受けました。

質疑に入り、撤去する防火水槽の現状は、との質疑に、防火水槽として不要になったものではなく、現在も水は溜めてあり使用できる状態。今回は地権者の要望を受けやむなく撤去するもの。町としましては前回の小並地区の水槽撤去時の予算説明の際に委員からの御指摘等をいただいたように、防火水槽は水利等に使えるので定期的に維持管理をして残して、適切に使用していくという方針を持っており、それは今も変わっておりませんとの答弁でございました。職員の病休等とあるが、採用する会計年度任用職員の病休制度はあるのか、との質疑に、会計年度任用職員の方の病休は無給となっていますとのことでした。

また配備する防火衣について耐用年数をどう考えているか、との、質疑に、明確には規定はされていないが10年を基準としているとの答弁、東児湯消防組合の防火服対応規定に10年とあることから、それを基準にしてお答えしましたとの説明がありました。

以上で質疑を終了し、まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、採決に移り、議案第39号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中、総務厚生常任委員会関係部分について、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、総務厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で総務厚生常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。個人番号制について利用できる医療機関及び何らかの問題は生じていないのかなどを聞いておきたいと思います。福祉課のほうで、今回のシステム改修には重層的対策は含まれているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 委員長。

○総務厚生常任委員会委員長（田中 義基君） まず1点目の個人番号制についての問題等ということですが、総括での質疑との関連かと思えますけれども、その意味では町民生活課はマイナンバーカードの交付事務担っておりまして、交付後の健康保険証として利用する際に一部支障が出て、それが解消されたということに、対応したということについては、既に申し上げたとおりだったということを執行部の方からは話がありました。その事案については、新たに暗証番号を付与して設定し直して、保険証として使えるようになっていたとの答弁でございました。

それから、重層的対策について含まれているかということなんですけれども、これは恐らく委託料のシステム開発のことだろうと思えますけれども、総括でもこれは重層的支援体制事業のことということで質疑をされましたので、その意味での回答ということでお答えいただきましたが、その内容が含まれているかという質疑であれば、このシステム改修については含んでいないという答弁は頂いております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて文教産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（中村 末子君） 7番、中村末子。続いて文教産業建設常任委員会からの審査報告をいたします。

第2回定例会において文教産業建設常任委員会に付託されました案件は、議案第39号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中、関係部分について審査の経緯と結果の御報告をいたします。

審査日時は6月15、16日の2日間、第1会議室において、文教産業建設常任委員全員出席、要点筆記の事務局長補佐、担当課職員出席の下、行いました。

なお審査に当たり、執行部からは詳細な説明資料が提出、途中で要求された資料についても速やかに配付されたことを申し添えます。

説明については全ての報告ではなく、要点のみを報告いたします。また、報告順序は付託議案審査日程表のとおり行います。

審査報告に当たっては委員からの質疑が多数あり、一部の質疑に留めることを御容赦願いたいと思います。また、今回の調査箇所は勤労者体育センター及び竹鳩潜水橋の実態を調査してまいりました。

議案第39号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）中、関係部分について、教育総務課から行います。先生の働き方改革に基づいて放課後及び土日などの部活動に関して、地域スポーツクラブ活動整備事業として、大元の予算は国ではありますが、県補助として、休日は教職員以外の者が指導を行うことを実証事業として行うことの予算である。

事業の概要は休日の部活動指導は民間事業者へ委託し、部活動の地域移行を進めていく上で課題分析、対応策を検討することが求められている。委託者側では部活への指導者の確保をお願いし、指導をする上での研修などを行っていただき、休日への部活動に指導者として派遣する内容です。委託先は今のところNPO法人高鍋スポーツクラブを予定しているとのことです。歳入142万円、歳出で271万3,000円の委託料を準備、指導者2名、運営補助スタッフ費用弁償、賃借料、消耗品費、通信運搬費、保険料、その他の経費を見込んでいたとのことでした。

また中体連の規定が変更されたことに伴い、合同部活方式、活動拠点方式の導入も進めていくとのことでした。出場可能な競技は代表的なものでバレーボール、軟式野球、バスケットボールなどがあるとのことでした。

次に就学援助受給世帯支援事業については、生活保護に準ずる方への支援です。福祉課で行う低所得者向けの支援事業で、住民税非課税世帯への支援が行われますが、就学援助対象世帯は必ずしも住民税非課税世帯ではないために、給付金支援が受けられない世帯が生じたことによることの是正を図るために、今回、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金低所得者世帯支援枠を利用して3万円を支給するものとの説明がありました。

これ以外には、東小学校の空調設備、寄附金を利用した西小学校の図書購入、東中学校の備品購入などの説明がなされました。

委員より地域スポーツクラブで指導者を民間から探すことは大変なのではないか、との質疑に、資格は問わない。もし先生が指導したいと申出があった場合などは県への申請などを行い、指導者として可能ではあるということでした。ほぼ全員の委員より同じような質疑が繰り返されましたが、初めての取組であることなどを基に、実証事業であることが説明をされました。

次に社会教育課です。施設管理整備員を1名増員して3名体制として、高鍋湿原をはじめ持田古墳群の草刈り作業など、施設環境整備を進めるための予算で、当初増員1名は週28時間勤務の予定としていたが、以前からの2名雇用体系、35時間勤務と合わせることによる不足額を計上との説明がありました。

負担金及び交付金ではコミュニティ助成事業が、2か所の公民館が決定したことによるもの、委託料、工事請負費では柿原政一郎記念高鍋図書館の空き室を多目的室として整備し、そして、いつでも勉強などできる部屋がほしいとの要望に、倉庫を学習室として整備する予算との説明がありました。ブースデスクいわゆる個別のスペースを7席設置し、各机にコンセントも設置、ウッドデッキを備えてより利用しやすい環境整備を行う予定であるとの説明でした。文化財関係では高鍋町地域力創造アドバイザー制度を活用し、黒水家住宅、歴史総合資料館の活用方法にアドバイスをいただき、2つの施設の魅力や価値の向上を目指し、歴史と文教の城下町の魅力アップができるように委嘱するものとの説明、工事請負費は昨年9月の台風14号によって高鍋町美術館がかなりの量の雨漏りが発生したことにより、令和4年度内に屋上防水工事設計を行い、その設計を基に工事費の積算を行

い、計上しているとの説明がなされました。

委員より地域力創造アドバイザーはどのようなところをお願いするのか。またそれはどこに所在しているのか、との質疑に、株式会社トモダチ、梶友宏代表で、古民家再生や里山などを手がけ、会社の所在は神奈川県鎌倉市在住であるとの答弁でありました。また委員より、その方には高鍋に来ていただくのか、旅費は別途支給するのか、との問いに、旅費を含む金額であるとの答弁でした。

委員よりコミュニティ助成事業についての今後の方針はあるのか、との質疑に、最近では町内2地区に対しての助成をいただいているので、令和8年には今まで申し込まれている分に対応できるので、あとはまた申請を受け付けたいとのことでした。また委員より自治公民館にWi-Fiをつけるようにアドバイスなどをして、その利活用を促してはどうかとの意見も出されました。委員より地域力創造アドバイザーの制度は5月に定めているが、県補助などがあるか、との質疑に、こちらはその経緯については分からないとの答弁でした。

次に建設管理課です。歳入、土木費国庫補助金都市計画費補助金については、内示確定によるものとの説明、住宅費補助金は公営住宅等ストック総合改善事業に係る町営住宅の外壁改修工事補助、雑入の公有物災害共済金につきましては、舞鶴団地、小丸団地火災における復旧分の共済金で、実費の90%が出るとの説明でした。

歳出では、竹鳩橋のロープが切れて暫定的に補修しているが、ワイヤーロープに変更するための予算、東光寺・鬼ヶ久保線については、現在の計画ではなかなか同意が得られないため、再度路線を見直すための予算、公園管理費の工事請負費については、中段のトイレと萬歳亭裏のトイレの下水道接続工事費ですとの説明がなされました。委員より東光寺・鬼ヶ久保線はいつになったら完成するのか、との質疑に、当初令和8年度完成を予定していたが、資材高騰などにより事業が遅れており、東側の起点から金崎牧場までの早期完成を目指しているとの答弁がありました。委員より萬歳亭裏のトイレについては和式ではなく洋式への変更はできないか、との質疑に、予算を何とかしたいがとの答弁でした。委員より竹鳩橋のロープはどのように変更されるのか、との質疑に、ワイヤー入りにする予定との答弁がありました。

次に農業政策課です。農業用水路等長寿命化・防災減災事業中原地区については、中原ため池廃止に伴う既設の排水路改修工事の設計箇所が補助対象外となる箇所があり、町単独での設計を行うことになり、2本の設計委託となったもの。また、地域おこし協力隊を雇う理由は、有機農業の推進を図る上で、土壌調査・生育調査などを行いますが、それらの数値化などを整理するための人であり、また有機農業推進のために、SNSなどを利用したPR活動を担っていただくことを目的としているとの説明がありました。農政企画費については、地域力創造アドバイザー謝礼は、農産物の流通・販路に関する専門家のアドバイスを受けながら、6次産業化を目指す農業者への力となることを目指している。専門家に相談を行う場合、講演など謝金支払い基準で算定しているとの説明がありました。

災害復旧費については、羽根田地区の田んぼののり面が崩落し、木柵による復旧工事を行ったが、のり面からの湧水があり崩落、今回はふとんかごによる補修を再度行う予定であるとの説明が行われました。

委員より、地域力創造アドバイザーについては社会教育課でもあったが、農業政策課ではどのようなことのアドバイスを受けるのか、との質疑に、フードリーの会長などから販路拡大等のアドバイスを受ける計画をしているとの答弁でした。また委員より、土壌調査はどこで行うのか、との質疑に、普及センター、専門的などところをお願いしたいと考えているとの答弁でした。地域力創造アドバイザーの農家への周知はどう図るのか、の質疑に、有機農業実践者だけでなく、広く農業者に向けての周知を考えているとの答弁でした。

次に、地域政策課商工観光関連についてです。6月27日にキャノン本社で開かれるキャノン宮崎ひなたフェア開催に伴う職員3名の旅費、高鍋町企業立地奨励補助3年目となるエイムネクスト株式会社への通信回線使用料12万円、餃子販売イベントの機会を活用し、高鍋町の観光PRを行っている餃子のまち高鍋推進協議会の後押しをするため、クラウドファンディング型ふるさと納税に取り組み、そこで得た寄附額も財源の一部とし、同協議会へ補助を行うとの説明がありました。新型コロナウイルス感染症に起因して低迷した町内消費の喚起を促すことを目的に、プレミアム商品券の発行、観光PR媒体として高鍋町の動画・パンフレット作成を行う観光協会への補助300万円予算を組んだとの説明でした。

委員より普通旅費があるがこれはどのような計画なのか、との質疑に、キャノン東京本社で開かれるひなたフェア開催で餃子を社食で販売、300食分を準備する。またお菓子も同時に販売する予定であるとの答弁でした。今回の調査地は竹鳩潜水橋を徒歩で渡り、橋の状態などチェックなどもしてきたところです。委員より生徒の通学については危険性があるので通学時間を一定時間、約15分くらい車の通行を制限したらどうかとか、デマンド交通を利用すべきではないかななどの意見がありました。また途中で通路上の鉄筋がむき出しになっている箇所などを見て、一度しっかりと町民参加での話し合いを行うべきであるとの意見も出されました。

次に勤労者体育センターにお伺いしたところ、ミニバレー、卓球などをされている団体の方がおられましたが、ロ々に存続を要望されていました。また床の張り替えもなされており、問題は水銀灯で暗いということのようでした。このままあと10年くらい存続できる可能性を話し合う必要があるとの意見が、委員全員から出ましたことを報告に加えておきます。

まとめに入り、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、文教産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で、文教産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で文教産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

以上で各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから討論、採決を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第39号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）について反対の立場で討論を行います。

今回の予算案では、低所得者向けの支援を福祉課及び教育総務課で予算化されています。このことについては最大限の配慮をさせていただいていると、感謝申し上げたいと思います。地域スポーツクラブ活動体制は予算としてできましたが、国や県は実証事業のときだけ、あとは自治体へ押しつけられるのではないかの不安がぬぐい切れません。お願いする団体では指導者がいない状況、打破できるだけの予算配分なののでしょうか。不安でなりません。今まで教職員に対して不当と言えるような部活動指導を容認してきた国や県にこそ責任があると私は考えます。それを団体へお願いするということは、新たな仕組みづくりの手法としてはいただけないと考えます。

また人口減少はやむを得ないと考える一方で、兒玉議員と古川議員の一般質問で明らかにされたように、ワーストと言える数字です。その中で気になった答弁は他の町はお金を出してうんぬんとありました。お金の問題ではなく、住みやすさの問題であることは明白です。魅力のない高鍋町になぜなったのでしょうか。

これは町政を司る町長にも大きな責任があると私は考えます。町長は東京などへ出かける機会は数多くありますが、高鍋町内の住民の方と深くお話し合いをされる時間はあるのでしょうか。農家の皆さんと現状をしっかりと話し合えば、どこにでも着地点があり、どのようにすればいいのかということがある程度見えてくるのではないのでしょうか。私には日々生活相談があります。以前とは違う相談が増えています。生活できないどうしたらいいのかという相談です。町長にはもっと現実を知っていただきたいと考えます。

また地域力創造アドバイザーについては、いい方法であると考えますが、他力本願ではなく、自らが考え自らが行動する職員育成が大事です。アイデアはそこかしこに転がっています。それを形にできるのが町政ではないのでしょうか。黒水家住宅に関しても、私は当初から使える、泊まれる場所としていただきたいと要望してまいりました。いまだに実現をしておりません。今回の地域力創造アドバイザーに期待したいと思います。今回の一番の反対の理由は観光PR動画など媒体を作成する補助金があります。観光協会へ補助してのことでした。高鍋町には以前の広報紙をつくった成果はどうなっているのでしょうか。高鍋には多くのお金をかけて整備してきた観光箇所が数多くあります。それらが有効活用されているとは思いません。

また高鍋は、盗掘されなければ国宝級の遺産が多く存在していたにもかかわらず、持田

古墳群の整備も進んでいない状況があります。今こそ観光資源の洗い直しを図りながら、コンパクトなまちなかを周遊できる体制をつくることこそが求められていると思います。パンフレットではないような気がしております。私は高鍋町を世界に誇れるまちにできる要素は職員が担っていると考えます。職員の力を信じて任せていただきたいと要望して、反対の討論といたします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数と認めます。したがって、議案第39号令和5年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第37号

日程第3. 議案第38号

日程第4. 議案第40号

日程第5. 議案第41号

○議長（永友 良和） 日程第2、議案第37号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてから日程第5、議案第41号令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第1号）まで、以上4件を議題といたします。

本4件は特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、古川誠議員。

○特別会計等予算及び条例審査特別委員会委員長（古川 誠君） 15番。令和5年第2回定例会におきまして特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されました議案は、議案第37号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第38号一ツ瀬川雑用水管理事業の設置等に関する条例の一部改正について、議案第40号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第41号令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第1号）についての4件です。

審査は6月14、15日の2日間、第1会議室において、議長を除く13名の委員出席、担当課長はじめ職員、要点筆記事務局、オブザーバーとして議長参加の下、行いました。

なお説明資料をもとに詳細説明を受け委員より質疑が数多くありましたが、その一部を報告することを御了承ください。

それでは、審査の経過及び結果の報告について議案順に行います。

まず議案第37号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、税務課より説明が行われました。最初に国保税率改正の経緯と今後の方針について説明があり、内容について

は基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分それぞれの税率等の説明を受け、今回の改正により昨年度と比較して1人当たり約3,000円程度の引上げになるとのことでした。その他改正に伴う軽減額の改正の説明を受け、質疑に入り、委員から今回は県内の国保税率の統一に向けた税額の引上げだと思うが、県はいつぐらいに税率を統一する考えなのか、との質疑に、税率の統一は不確定でいつになるのかは分からない。地域によって受けられる医療も違い医療の格差などもあることから、統一の時期が見通せていないとの答弁でした。

質疑は終了し、討論を求めたところ、反対討論があり、議案第37号については賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号一ツ瀬川雑用水管理事業の設置等に関する条例の一部改正について、農業政策課です。令和5年10月1日からインボイス制度が導入されることに伴い、昨年10月から高鍋税務署と事業者登録に向け、雑用水予算資料の確認と請求書の作成等について協議を行ってきましたが、その協議の中で経費の分担基準を明確にすることで、面積賦課分については課税対象外にすることが可能であるとの回答を得たことから、本条例に文言を追加し条例を改正すると説明を受けました。また平成29年度分からの還付申請も併せて考えており、還付金は事業費へ充当するとのことでした。

質疑に入り、委員から還付金請求は何年請求できるのか、との質疑に、5年分できるとの答弁でした。

質疑は終了し、討論を求めたところ、賛成討論があり、議案第38号については賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、健康保険課です。

補正の内容は国民健康保険税率の改正に伴う財源調整、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する周知・広報及び第三者行為求償事務に関する費用の増額で、印刷製本費は、マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリット等について周知・広報をするためのリーフレット印刷の費用だと説明を受け、質疑に入り、委員から第三者行為求償事務手数料の補正があるが、何か事案があったのか、との質疑に、過年度の事案で求償額が確定した分の手数料が不足することからの補正であるとの答弁でした。

質疑は終了し、討論を求めたところ、反対討論があり、議案第40号については賛成多数で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第41号令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第1号）について、上下水道課です。

今回の補正は、歳入歳出予算総額の変更を伴うものではなく、歳出の費目間での予算額の組替えを行うもので、収益的支出の下水道事業費用を減額し、資本的支出の建設改良費を増額するもの。また企業債については、単純な部品交換ではなく、資産計上となるオーバーホールとなることから、資本金平準化債の適用外となり、建設改良債へと変更するも

のと説明を受け、質疑に入り、委員から、今回は費目間の組替えということだが、最初の予算計上時には分からなかったのかとの質疑に、最初は故障箇所の部品交換で対応可能と判断していたが、発注時新年度に入って改めてメーカーに確認したところ、耐久年数を大幅に超えていることから単なる部品交換ではなくオーバーホールが必要という判断になったため、費目を変更して支出することとなったとの答弁でした。

質疑は終了し、討論を求めたところ、賛成討論があり、議案第41号については賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されました議案の報告を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で、委員長報告を終わります。

質疑につきましては議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。これから一議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第37号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。議案第37号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

担当課ができるだけ国保税を引き上げないという努力、これは認めます。1人当たり僅かであっても引き上げがあれば、燃油高騰を含め消費者物価の引き上げで生活環境は脅かされています。国民皆保険であります、様々な理由で納めることのできない国保税があれば、ひとり親家庭などはせっかく高生までの医療費無償化が実現しても利用することはできません。憲法25条では最低限の生活保障はなされていますが、それに届かない家庭はどうでしょうか。子どもにみじめな思いをさせたくないし生活保護受給をためらう人、私たちは尊厳を保ちながら何とか生きる術を示すことが大切です。だからこそ国は税引上げの法ではなく、軽減措置を行いながら子どもへの課税負担をなくすなどしてほしいのです。

一方、一地方自治体ではそれらの全てを網羅できる本当に難しい状況です。このたびの条例改正には賛成すべきではないと判断をいたしました。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数と認めます。したがって、議案第37号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号一ツ瀬川雑用水管理事業の設置等に関する条例の一部改正について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第38号一ツ瀬川雑用水管理事業の設置等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

インボイスの問題、今回の条例を改正することで明らかにされた問題点が速やかに改善されることを考えて、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第38号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第38号一ツ瀬川雑用水管理事業の設置等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。議案第40号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、反対の立場で討論を行います。

組み替え予算ではありますが、今回の条例と補正予算で国保税確定となります。今回基金は相応の繰入れとなりましたが、繰越金算入が低いと考えます。本来、繰越金は残れば、次年度当初で繰越しを行い、国保税減税のための資金として活用することが、予算運営上の鉄則だと私は学びました。したがって、今回の繰越金が少ない予算では賛成するわけにはいかないと思い、反対といたします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数と認めます。したがって、議案第40号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第1号）について討論

を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。議案第41号令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論を行います。

今回の400万円の組替えは評価できます。その理由は損益、いわゆる営業費用となればどうしても赤字が大きく膨らみますし、資本的としたのは財産として活用できれば減価償却費として費用になる金額を抑えることができるからです。費用計算となれば下水道使用料への懸念材料となり得ますので、今回の措置はそれを回避したと言えますので、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、議案第41号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第41号令和5年度高鍋町下水道事業会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6．発議第2号

○議長（永友 良和） 日程第6、発議第2号森林環境譲与税の譲与基準の見直し及び盗伐被害の把握・救済を求める意見書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。1番、日高正則議員。

○1番（日高 正則君） 1番、日高正則。発議第2号森林環境譲与税の譲与基準の見直し及び盗伐被害の把握・救済を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出者、高鍋町議会、議会運営委員会委員長日高正則。

只今から読み上げます。

森林環境譲与税の譲与基準の見直し及び盗伐被害の把握・救済を求める意見書。

我が国の森林は国土の7割を占め、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養等の公益的機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。これらの機能を十全に果たすべく干ばつなどの森林整備を着実に実施していくための財源として、令和元年度に森林環境譲与税が創設された。

現在、地方公共団体では森林経営管理制度等に基づき、管理が行き届いていない森林の整備のため森林所有者への意向調査等に取り組んでいるが所有者不明や境界未確定森林の

存在、担い手の不足等により想定以上のコストがかかっている。

また、近年多発する豪雨によって起こる土砂崩れや洪水・浸水といった下流部の都市住民にも被害が及ぶ災害から国民を守るためには、様々な課題に対応した森林管理を進めていくことが必須となっている。

さらに、県内はもちろん町内においても、長期間にわたる伐採や盗伐などの要因により荒廃した山林が多く存在している。これにより生態系の崩壊や景観の損失、経済的な被害が生じており、地域の環境と安全に深刻な影響を及ぼしていることから、持続可能な林業の振興と地域の環境回復に向けた支援が必要となっている。

以上のことから下記の実現を強く要請する。

記。

1、森林の多い市町村が必要な森林整備をより一層推進することができるよう譲与基準を見直すこと。

2、森林環境譲与税の一部を盗伐被害の把握と救済に充て、被害地域の監視体制の強化や被害の補償に関する支援を行うこと。

3、森林環境譲与税の一部を荒廃した山林の再生林に充て、苗木の調達、植樹作業、管理費用などの経費に対する支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和5年6月19日、宮崎県高鍋町議会。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣。

以上です。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。発議第2号森林環境譲与税の譲与基準の見直し及び盗伐被害の把握・救済を求める意見書に賛成の立場で討論を行います。

宮崎県内において約180世帯の盗伐が確認されております。また、山林は世話をする人がいないために荒れ果てている状況です。その山が伐採されれば、そのまま植栽しないまま終わっている状況も明らかになっています。このような状況を本当になくしていくためにも、そしてSDGsの環境の問題から考えても私はこれを絶対になくしていかなければならないと思っております。

ぜひ今度のこの意見書について国がしっかりとした意見判断をしていただき、宮崎県内

及び全国の森林を守るために、総理大臣をはじめ農林水産省の方々に力を発揮していただきたいと願ひまして、賛成の討論といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから、発議第2号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、発議第2号森林環境譲与税の譲与基準の見直し及び盗伐被害の把握・救済を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議員派遣の件

○議長（永友 良和） 日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、高鍋町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定いたしました。

日程第8. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（永友 良和） 閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第9. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（永友 良和） 日程第9、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会

の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第10. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（永友 良和） 日程第10、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。議会を閉じます。

これで、令和5年第2回高鍋町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時05分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員